

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 26日	
松江市長 殿	
提出者	
住 所 松江市浜乃木3丁目3番12号	
氏 名 幸陽建設株式会社	
代表取締役 持田 幸治	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0852-23-2611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	幸陽建設株式会社
事業場の所在地	松江市浜乃木3丁目3番12号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	20,000,000円
③ 従業員数	25人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建築工事、解体工事 がれき類、木くず→再生処理業者に委託して再資源化 上記以外の産業廃棄物→破砕等中間処理業者に委託して減容化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
排出抑制の為、選別を行う。 解体工事の受注状況によって、毎年流動的になる。			
② 計画	【目標】		別紙の通り
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
更に選別の徹底を行う。 年度初めの営業計画によって出した数量。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類等分別するとともに、その他の廃棄物と混合しないよう に分別、保管を実施する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施しない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施しない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施しない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 書面による契約を実施。 選定にあたっては再資源化施設を優先。		

② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

4. 処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		代表取締役 持田 幸治
廃棄物管理責任者		各工事現場主任技術者 12人
役割	工事部門 現場統括責任者	○廃棄物処理に関する検討。 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理方針の策定 ○工事現場の廃棄物管理規定の策定、承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○社員、関連会社に対する教育、啓蒙
	現場代理人	各現場に於いて ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○マニフェスト伝票の交付、管理 ○現場作業員の教育、啓蒙

(2) 管理体制の強化

- ・会社全体
 - ・現場代理人は常に各部署と協力し合い、廃棄物に管理を徹底する。
- ・工事現場
 - ・現場代理人は作業所内における廃棄物作業管理組織を整備し、定期点検を実施するなど日常管理の徹底を図る。
- ・管理方法
 - ・関係法令を常に遵守し、廃棄物を適正に管理する。

(3) 教育・研修

- ・現場より発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修等指導を行う。(特に方の改正時には再度徹底する)
- ・安全作業の教育・研修を行う。

(4) 情報公開等

- ・現在は特になし。

5. 排出の要請に関する事項

(1) 現状

- ・各現場から発生する産業廃棄物は、各年の受注工事により種類並びに発生量は決まっていない。
- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くずは再生利用（委託処理）に努めて再生利用率は100%である。その他については減容化（中間処理）を行っている。

(2) 目標の設定

- ・再生利用可能な廃棄物については今後も100%を目標とし、その他の廃棄物については、再生利用が可能となる処理ルート（業者等）を模索し、全体的にも100%に近づくよう努力する。

(3) 具体的取組

- ・工事着工前の廃棄物の確認。
- ・処理業者と委託契約書を締結するにあたって事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況、搬入運搬ルート等）と定期的な確認をする。
- ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。（特に最終処理に該当する廃棄物について）

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

6. 分別に関する事項

(1) 現状

- ・各現場から発生する産業廃棄物は、各年の受注工事により種類並びに発生量は決まっていない。
- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くずは再生利用（委託処理）に努

めて再生利用率は100%である。その他については減容化（中間処理）を行っている。

（2）目標の設定

- ・可能な限り100%分別を目標とし、それにより精度の高い再生利用が可能となるよう努力する。

（3）具体的取組

- ・工事の工程（作業手順）を検討する。

（4）廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

（5）中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

（6）委託処理の状況（契約の状況等）

- ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
- ・廃棄物は原則として処分先に直送とするが、積み替え保管を含む収集運搬業者の場合は現地確認を行う。
- ・処分場と契約締結するにあたり、許可証の内容並びに現地に於いて状況を確認する。

7. 再生利用に関する事項

（1）現状

- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くずは再生利用（委託処理）に努めて再生利用率は100%である。その他については減容化（中間処理）を行っている。

（2）目標の設定

- ・可能な限り100%再生利用を目標とし、今まで減容化（中間処理）並びに最終処分の廃棄物についても情報ネットワーク等を有効に利用し再生利用を推進していく。

(3) 具体的取組

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」並びにその他独自の情報を検討する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・自主管理基準の設定
 - ・本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

(6) 委託処理の状況（契約の状況等）

- ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
- ・廃棄物は原則として処分先に直送とするが、積み替え保管を含む収集運搬業者の場合は現地確認を行う。
- ・処分場と契約締結するにあたり、許可証の内容並びに現地に於いて状況を確認する。

8. 処理に関する事項（6及7に記載する分別及び再生利用に関する項目を除く）

(1) 現状

- ・基本的に、がれき類（コンクリート塊・アスコン塊）、木くず以外は、減容化（中間処理）をした後最終処分を行っている。

(2) 目標の設定

- ・今後も再生利用を最重要視し、最終処分の廃棄物についても、情報ネットワーク等を有効に利用し、再生利用を行っていく。

(3) 具体的取組

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」並びにその他独自の情報を検討する。

(4) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

- ・県、市の「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画。
- ・定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の適正処理について情報を収集・取りまとめを行い、各現

場に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社内メール又は掲示板並びに回覧等で情報提供される。

(5) 中長期的課題

- ・ 環境管理・監査システムの導入・構築推進
 - ・ 環境ISO等を導入並びに独自で環境管理システムの構築を目指す。
- ・ 自主管理基準の設定
 - ・ 本社で自主的な管理基準を設定し、環境管理レベルの構築を目指す。
- ・ 環境に係る社会活動への積極的な参加
 - ・ 環境に配慮した工事工法等検討し、環境イベントへの参加、協力を積極的に進める。

(6) 委託処理の状況（契約の状況等）

- ・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。
- ・ 廃棄物は原則として処分先に直送とするが、積み替え保管を含む収集運搬業者の場合は現地確認を行う。
- ・ 処分場と契約締結するにあたり、許可証の内容並びに現地に於いて状況を確認する。

廃棄物の処理に関する基本的事項（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

- ・ 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ・ 発生した産業廃棄物は自ら処分することを原則とし、収集運搬業者又は処理業者に委託する場合は、収集運搬から最終処分に至るまで確認をする。
- ・ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及びその達成度時期を定め実施する。また、これら処理に関する目標及び計画は定期的に必要な指導を行う。
- ・ 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施しまた関連会社にも必要な指導を行う。

発生抑制：工程内リサイクルを推進する。

：発生抑制を考慮した工程方法を検討する。

再生利用：資源化、燃料利用を推進する。

：再生利用ルートを確保する。

中間処理：再生利用並びに減容化の中間処理を推進する。

そ の 他：発生する廃棄物を把握し、適正な運搬車両選択をすると共に処分に於いては処理内容を確認し、適正な処理業者と委託契約書を締結する。又、収集運搬を委託する場合も同様とする。

産業廃棄物の排出の抑制・処理の委託に関する事項

(单位: t)

(单位: t)[illegible]